2021年３月１日

吸収分割に関する事後開示書類

埼玉県新座市北野三丁目６番３号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長　　和田　　節

埼玉県川越市大字下赤坂大野原６７７番地
サンケン電設株式会社
代表取締役社長　　伊藤　茂

サンケン電気株式会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）とサンケン電設株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2020年11月26日付で締結した吸収分割契約書及び2021年１月27日付で締結した覚書（以下、「本吸収分割契約等」といいます。）に基づき、2021年３月１日を効力発生日として、吸収分割会社の社会システム事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）により承継させました。

本吸収分割に関する事項は以下の通りです。

１．吸収分割が効力を生じた日

2021年３月１日

２．吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の２の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第２項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の２但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第２項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第１項第２号の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第789条第２項及び第３項の規定に基づき、2021年１月27日付で、債権者に対して官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第789条第１項の規定に基づき所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の２の規定による手続の経過

差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第２項の規定に基づき、2021 年１月 27 日付で官報公告及び債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、吸収分割により、2021 年３月１日をもって、吸収分割会社の社会システム事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

承継資産額　　7,846 百万円

承継負債額　　3,922 百万円

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年３月１日（予定）

６．その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、本吸収分割契約に定めるところにより、吸収分割会社に対し、吸収分割承継会社の普通株式 55,000 株を交付しました。また、本吸収分割により、吸収分割承継会社の資本金の額は 300 百万円増加しました。

(2) 本吸収分割は、吸収分割会社にとって会社法第 784 条第２項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割会社は、本吸収分割契約について、株主総会の承認を経ずに本吸収分割を行いました。

(3) 吸収分割承継会社は、会社法第 795 条第１項の規定に基づき、本吸収分割契約等について、それぞれ、2020 年 12 月 17 日付、2021 年２月 16 日付で株主総会の承認を得て本吸収分割を行いました。

以　上